

認証評価制度に係るアンケート調査 回答

2025 年 5 月に文部科学省が専門職大学院（法科大学院，教職大学院を除く）を対象に行った「認証評価制度に係るアンケート調査」につきまして，以下の通り回答いたしました。

（文部科学省からの依頼内容）

認証評価制度については、我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和 7 年 2 月 21 日 中央教育審議会）（以下「知の総和答申」という。）において、「評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的な見直しが必要」等の提言がありました。

これを受け、今般、中央教育審議会大学分科会に新たに質向上・質保証システム部会を設置し、その下に教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置しました。

今後は、WGにおいて認証評価制度の見直しをはじめとした新たな質向上・質保証システムの構築に向けて議論を深めていくことを予定していますが、まずは、高等教育機関の質保証のために第三者評価として重要な役割を担っている認証評価制度に関し、その現状や課題認識、「知の総和答申」で示された見直しの方向性への期待等について、評価を受けている皆様のお立場から御意見をいただきたいと考えています。

※Q1～3 は基本情報であるため割愛

Q4.現状の分野別認証評価に関し，効果はどのようなものがあるとお考えですか。（自由記述・任意）（記載例：専門性に特化した評価が受けられる，国際通用性が担保される，等）

<回答>

Accreditation や Evaluation(認証評価)は，米国で大学・大学院の教育の質を向上させるために発明された仕組みである。州政府が許認可(Chartering)し，大学や専門機関の専門家が実施する。我が国の認証評価は，それに倣ったものとして始まった筈である。そこでは，大学・大学院における各専門分野内で，専門性に関連した評価を，受審校の考え方や状況を前向きに把握し，現状を的確に分析した上で，同校の発展向上を牽引する積極的な助言や指導が求められる。そのためには，評価する側に，相応の分析能力と論理的説明責任が必要であるが，現状の分野別認証評価制度の評価委員の多くには，本学の専攻分野に関する専門家が極めて少ない上に，分野別評価と機関別評価の区別を明確に認識していない評価委員さえも散見された。結果として，本学の実態を理解できないまま個人的な思い込みに基づく判断を，明確な証拠提示もせずに押し付けたり，さらには，文科省の設置基準違反を探そうという観点で，アラ探しの為にする質問も多々見受けられた。受審校側としては，その対応作業に終始するばかりで，膨大な時間と費用の無駄であったとの感が強い。このような認証評価であれば，本学のみならず，国全体として効果があるとは思えない。

Q5.分野別評価結果（指摘事項含む）をどのように活用していますか。具体的な活用事例があれば教えてください。（自由記述・任意）

（記載例：理事会・役員会等において全文を共有し指摘事項への対応として教育活動等の状況に係る情報公表の見直しを図った，等）

<回答>

理事会・役員会はもちろんのこと，全教職員には，全文を共有し，必要な指摘事項への対応は実施・検討する体制を取っている。

Q6.現状の分野別評価の課題はどのようなものがあるとお考えですか。（自由記述，任意）

（記載例：機関別認証評価の作業と重複し負担となっている，等）

<回答>

現状の分野別評価の課題としては，まず第一に，前提である認証評価の概念定義と方法論の周知徹底が必要であると考えます。中教審答申には，「何らかの権威者や権力者が一定の基準に沿って当該大学を評価する仕組み」のような記述に読み取れる部分があるが，世界標準の教育行政学や高等教育学における Accreditation や Evaluation の概念は，そのようなものではない。未知の知性や新たな発明を生む大学や大学院は，既存の尺度で計測できるものではないからである。「上からの目線」ではなく，あくまでも，所定の見識を備えた専門家たちが，対等・平等に対象大学を分析・評価して，相互発展を期するものでなければならない。

本学は我が国最初の IT 分野の専門職大学院であるが，創立当初から米国のプロフェッショナル大学院をモデルにしており，カリキュラムも米国の専門機関の見識等に基づいて設計してきた。創立者理事長は，ニューヨーク州の教育アドミニストレーターの有資格者であり，米国で Accreditation や Evaluation の実施訓練を受けている。本学の教授陣の中には同様の資格を持つ方や米国教育行政学の専門家が複数名着任している。また，創立以来，本学は米国で著名な評価機関の評価を数回受審している。

ところで，本学が受審した国内の分野別評価機関である JABEE での評価作業においては，実際に Accreditation と Evaluation の理論や方法論を知る方には，残念ながら出会ったことはなかった。

戦後日本の大学制度は，アメリカの制度を参考にしたものであるが，戦前の許認可制度を引きずったまま，許認可（入口）の評価に留まり，似て非なるものとなっていることが世界の高等教育学でよく知られている。以上，現状の分野別評価制度のままだと，実社会に直結した専門職大学院（プロフェッショナルスクール）としての発展に繋がらないものと考えます。

Q7. その他，分野別評価の現状認識に関してご意見があれば教えてください。（自由記述，任意）

<回答>

分野別評価の現状認識としては、儀式的な義務行事に近いと思われる。分野別評価の原理原則に立ち返った、抜本的な分野別評価の仕組みの見直しが必要であろう。とりわけ、見識や経験のない国内関係者だけではなく、米国の、歴史と実績のある、しかるべき機関に認証評価を委ねることのできる法制度の整備が必要である。関係諸団体には、教育行政学の学位ホルダーの参加が望まれる。

Q8.「知の総和」答申を踏まえた新たな評価制度への期待や留意点について、特記すべき事項があれば記載してください。(自由記述・任意)

<回答>

新たな評価制度への期待や留意点としては、欧米の教育行政学の権威や学位ホルダーをメンバーに入れるべきであると考え。アメリカ合衆国の大学制度は世界で最も成功しているが、そのアメリカの教育行政・高等教育行政についての無知や未経験のまま、我が国の教育行政を論じるよりは、比較検討くらいは必要であろうと思われる。国内においては、教育学（教育行政学）の見識のないままの、個人的な解釈や勝手な評価に堕することなく、既に世界の教育学において学術的に成立している Accreditation や Evaluation の概念を十全に認識した上で、既に培われてきたセオリーに基づいた制度設計が必要であろう。なお、Chartering する側が、Accreditation や Evaluation を実施しても、自縄自縛になるという矛盾にも留意すべきではないだろうか。